

奈良県告示第三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十六年年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行う者の名称

奈良市、天理市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、十津川村及び東吉野村

二 調査地域

奈良市都祁小山戸町及び都祁相河町の各一部地域

天理市三島町及び山田町の各一部地域

五條市今井一丁目、今井五丁目、野原西三丁目、野原西四丁目、野原西五丁目、野

原西六丁目、野原中三丁目、野原中四丁目、二見二丁目、二見三丁目、二見四丁目、

二見五丁目、犬飼町、岡町、久留野町、西久留野町及び西吉野町勢井の各一部地域

生駒市緑ヶ丘、西旭ヶ丘及び鹿畑町の各一部地域

宇陀市榛原檜牧の一部地域

山辺郡山添村大字菅生の地域

生駒郡平群町大字椿井の一部地域

宇陀郡曾爾村大字小長尾、大字今井及び大字長野の各一部地域

宇陀郡御杖村大字桃俣の一部地域

吉野郡吉野町大字上市の地域

吉野郡下市町大字仔邑の一部地域

吉野郡黒滝村大字赤滝の一部地域

吉野郡十津川村大字野尻の一部地域

吉野郡東吉野村大字小の一部地域

三 調査期間

平成二十六年四月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで